

人事行政の運営等の状況

平成19年11月

広島県

目 次

【広島県人事行政の運営の状況】

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2	職員の給与の状況	4
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	32
4	職員の分限及び懲戒処分の状況	34
5	職員のサービスの状況	34
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	35
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	37

【広島県人事委員会の業務の状況】

1	職員の競争試験及び選考の状況	39
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	40
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	42
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	43

【広島県人事行政の運営の状況】

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成18年4月2日～平成19年4月1日)

(単位:人)

職種	区分								合計
	大卒程度	短大卒程度	高卒程度	警察官A	警察官B	身体障害者対象	割愛	その他選考	
行政職	42		11			2	14	5	74
研究職	2						1		3
医療職	2						1	130	133
技能労務職									0
教育職							59	266	325
警察職				207	115				322
合計	46	0	11	207	115	2	75	401	857

※ 退職派遣後の採用, 再任用職員, 育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(2) 職員の退職状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位:人)

職種	区分							合計
	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
行政職	129	122	52	1	1		10	315
研究職	3	2	1					6
医療職	16	27	66					109
技能労務職	23	12	2					37
教育職	195	303	152		3		12	665
警察職	89	94	88				7	278
合計	455	560	361	1	4	0	29	1,410

※ 退職派遣者, 再任用後の離職者, 育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(3) 職員数の状況

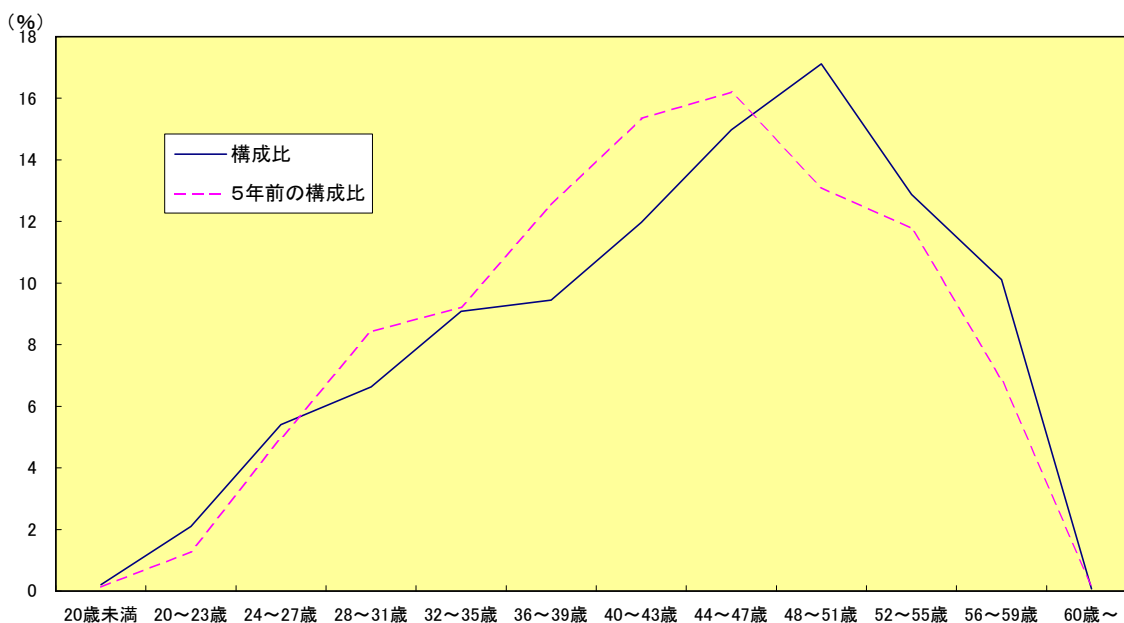
① 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成19年		
普通 行政 部 門	議会	44	45	1	育休職員の増
	総務企画	763	748	△ 15	組織統合に伴う減
	税務	413	402	△ 11	事務の民間委託に伴う減
	民生	396	385	△ 11	保育所指導監督業務などの市町移譲に伴う減
	衛生	742	735	△ 7	保健所業務の市町移譲に伴う減
	労働	159	155	△ 4	事務事業見直しに伴う減
	農林水産	1,261	1,186	△ 75	公共事業費の減に伴う減
	商工	296	289	△ 7	組織統合に伴う減
	土木	1,483	1,401	△ 82	公共事業費の減に伴う減
	計	5,557	5,346	△ 211	(参考：人口10万人当たり職員数186人)
	教育	20,710	20,072	△ 638	児童・生徒数の減少に伴う減
	警察	5,572	5,642	70	警察官の増員
	小計	31,839	31,060	△ 779	(参考：人口10万人当たり職員数1,083人)
公 営 企 業 等	病院	1,065	1,107	42	医療提供体制の強化に伴う増
	水道	91	90	△ 1	浄水場運転監視業務の減
	その他	69	67	△ 2	事業終了に伴う業務量の減
	小計	1,225	1,264	39	
合計	33,064	32,324	△ 740	(参考：人口10万人当たり職員数1,127人)	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いている。

② 年齢別職員構成の概要 (平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
職員数	67人	679人	1,747人	2,142人	2,937人	3,053人	3,869人	4,839人	5,534人	4,163人	3,269人	24人	32,323人

③ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
33,464人	31,164人	△2,300人	△6.9%

(参考) 第二次行政システム改革推進計画における定員管理の数値目標

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	第二次行政システム改革推進計画(平成16年11月策定) 平成17年度から平成21年度までの5年間に、対象職員のおおむね1割(2,800人程度)の削減を目標に、職員数の見直しを実施する。

イ 定員管理の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目	平成21年 4年目	平成22年 5年目	平成18年～ 平成22年計	数値目標
		一般行政部門	職員数	5,753	5,557	5,346			
	増 減		△196	△211				△407	△920
教 育 部 門	職員数	21,041	20,710	20,072				20,072	
	増 減		△331	△638				△969	△1,438
警 察 部 門	職員数	5,451	5,572	5,642				5,642	
	増 減		121	70				191	63
公営企業等会計部門	職員数	1,219	1,225	1,264				1,264	
	増 減		6	39				45	△5
計	職員数	33,464	33,064	32,324				32,324	
	増 減		△400	△740				△1,140 (49.6%)	△2,300

(注) 1 計画期間は、平成17年度～平成22年度の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

《参考：過去5年間の実績》

過去5年間で△2,478人、△6.9%の削減。

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成12年 前年	平成13年 1年目	平成14年 2年目	平成15年 3年目	平成16年 4年目	平成17年 5年目	平成13年～ 平成17年計
		一般行政部門	減 員		△255	△176	△165	△247
増 員			139	83	72	120	168	582
差 引			△116	△93	△93	△127	△154	△583
職員数	6,336		6,220	6,127	6,034	5,907	5,753	—
特別行政部門	教 育	減 員	△490	△550	△439	△450	△443	△2,372
		増 員	43	156	22	7	20	248
		差 引	△447	△394	△417	△443	△423	△2,124
		職員数	23,165	22,718	22,324	21,907	21,464	21,041
	警 察	減 員	△59	△5	△3	△2	△13	△82
		増 員	15	85	126	115	80	421
		差 引	△44	80	123	113	67	339
		職員数	5,112	5,068	5,148	5,271	5,384	5,451
公営企業等会計部門	減 員	△36	△36	△26	△79	△57	△234	
	増 員	9	11	38	32	34	124	
	差 引	△27	△25	12	△47	△23	△110	
	職員数	1,329	1,302	1,277	1,289	1,242	1,219	—
計	減 員		△840	△767	△633	△778	△835	△3,853
	増 員		206	335	258	274	302	1,375
	差 引		△634	△432	△375	△504	△533	△2,478 (△6.9%)
	職員数	35,942	35,308	34,876	34,501	33,997	33,464	—

(注) 1 計画期間は、平成12年度～平成17年度の5年間である。

2 (%)内の数値は、平成12年度に対する削減率である。

2 職員の給与の状況

県職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規程に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、県内民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」や国及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、県民の代表機関である県議会において慎重に審議され、決定されます。

県職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

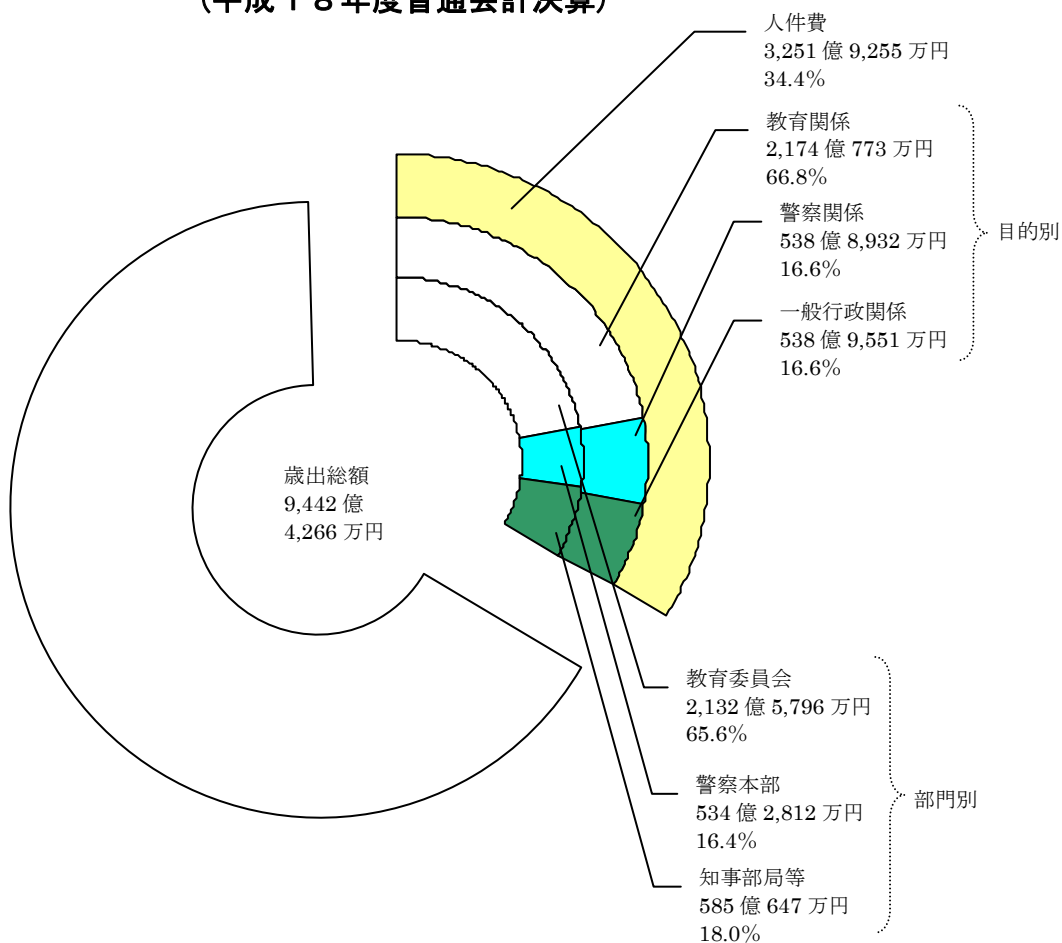
① 人件費の状況（普通会計決算）

平成18年度の決算（普通会計）における人件費の額は、約3,252億円で歳出総額に占める割合は34.4パーセントとなっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職した職員に対する退職手当、県議会議員・知事などの特別職に支払われた報酬などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

なお、この人件費を目的別に見ると、教育関係66.8パーセント、一般行政関係16.6パーセント、警察関係16.6パーセントとなっています。教育関係の割合が高いのは、県立学校のほかに、市町立小・中学校職員の給与も県が負担しているからです。

区分	住民基本 台帳人口 (19.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成17年度の 人件費率
平成18年度	人 2,867,423	千円 944,242,655	千円 2,818,252	千円 325,192,551	% 34.4	% 33.4

歳出総額に占める人件費の割合
(平成18年度普通会計決算)



② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

平成18年度決算 (普通会計) における給料, 職員手当 (扶養手当, 住居手当, 通勤手当など) 及び期末・勤勉手当の給与の総額は約 2,320 億円で, 職員 1 人当たりの額は約 729 万円となっています。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成18年度	人 31,838	千円 143,706,907	千円 27,055,363	千円 61,216,865	千円 231,979,135	千円 7,286

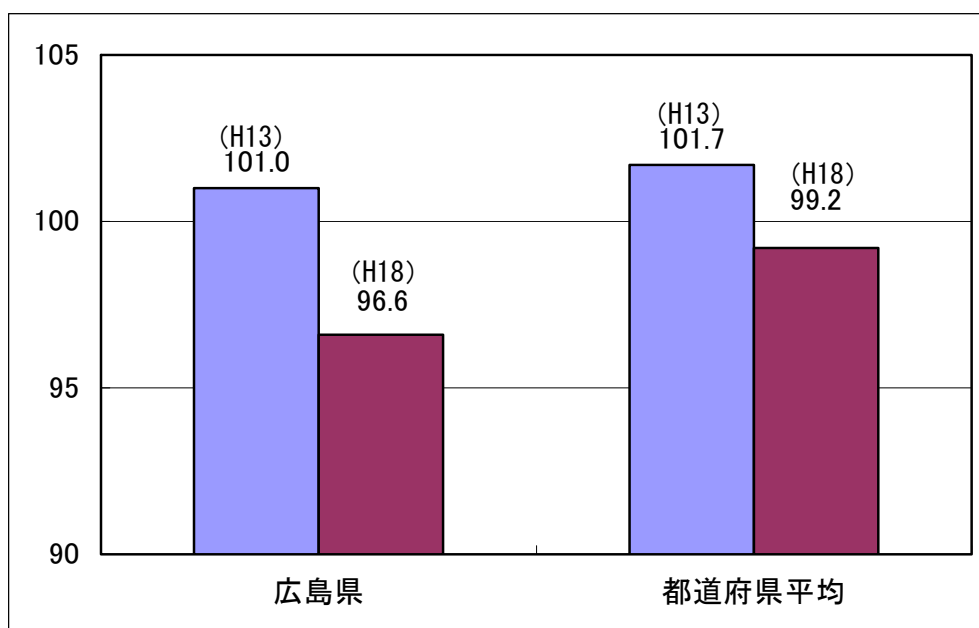
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成18年4月1日現在の人数である。

③ 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次のような措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
議員	報酬の減額 〔議長は15%、副議長及び議員は12.5%を減じた額〕	平成16年4月1日 ～平成20年3月31日
知事、副知事、教育長、 常勤の監査委員、 県立広島病院長	給料の減額 〔知事は15%、副知事12.5%、教育長、 常勤の監査委員及び県立広島病院長 は10%を減じた額〕	平成16年4月1日 ～平成20年3月31日
	期末手当の減額 〔算出基礎となる給料月額等を上記に よる減額後の額とする〕	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日
部長、局長、室長級	給料及び管理職手当の減額 〔役職に応じ5%～7%を減じた額〕	平成16年4月1日 ～平成20年3月31日
	期末手当及び勤勉手当の減額 〔算出基礎となる給料月額等を上記に よる減額後の額とする〕	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日

④ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成18年4月1日現在)

96.1

(注) H18.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

⑤ 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)
平成19年度	円 390,230	円 388,717	円 1,513 (0.39%)	% 0.11
(参考) 特例条例による減額措置後の比較	円 390,230	円 386,740	円 3,490 (0.90%)	

イ 特別給

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成19年度	月 4.52	月 4.45	月 0.07	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）
職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	43歳5月	355,252円	423,302円	383,919円
国	40歳8月	325,724円	—	383,541円

イ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
広島県	50歳9月	188人	364,837円	418,753円	381,228円	—	—	—	—
うち用務員	49歳11月	133人	359,101円	417,900円	375,508円	用務員	53歳11月	227,200円	1.84
うち事務補助	54歳5月	31人	393,838円	440,539円	411,122円	—	—	—	—
うち給食員	49歳3月	19人	358,863円	390,460円	372,644円	調理士	40歳10月	244,200円	1.60
うち運転手	55歳2月	5人	360,280円	413,784円	380,619円	自家用自動車 運転者	59歳2月	274,400円	1.51
国	48歳10月	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
広島県	—	—	—
うち用務員	6,822,895円	3,284,300円	2.08
うち事務補助	7,317,573円	—	—
うち給食員	6,341,315円	3,334,000円	1.90
うち運転手	6,482,110円	3,591,900円	1.80

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16～18年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	46歳1月	416,829円	477,563円	442,084円

エ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	45歳3月	398,947円	449,104円	423,708円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	40歳0月	338,825円	476,598円	365,334円
国	42歳0月	332,446円	—	379,710円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（各地域事務所税務局職員）などを除いたものである。（以下、他の公表項目についても同じ）

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は，国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当，特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから，比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

県職員採用試験に合格し，採用された職員の初任給を国の初任給を比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	(Ⅱ種) 170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	—
高等学校 教育職	大学卒	190,500円	—
	高校卒	147,000円	—
小・中学校 教育職	大学卒	190,500円	—
	高校卒	147,000円	—
警 察 職	大学卒	185,300円	(Ⅱ種) 197,700円
	高校卒	156,200円	156,200円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

職員として採用され，引き続き勤務している職員の10年，15年，20年経過後の平均給料月額は，次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,227円	322,543円	377,101円
	高校卒	233,180円	274,904円	329,957円
技能労務職	高校卒	—	—	317,550円
高等学校 教育職	大学卒	308,613円	361,553円	400,959円
小・中学校 教育職	大学卒	310,425円	362,186円	398,486円
警 察 職	大学卒	270,619円	320,468円	386,592円
	高校卒	251,474円	296,294円	355,418円

※技能労務職の経験年数20年の欄は，職員数が少数であるため，近似の階層（経験年数21年）を掲載している。

なお，技能労務職の経験年数10年及び15年の欄は，職員数が少数であり，かつ近似の階層の職員数も少数であるため掲載していない。

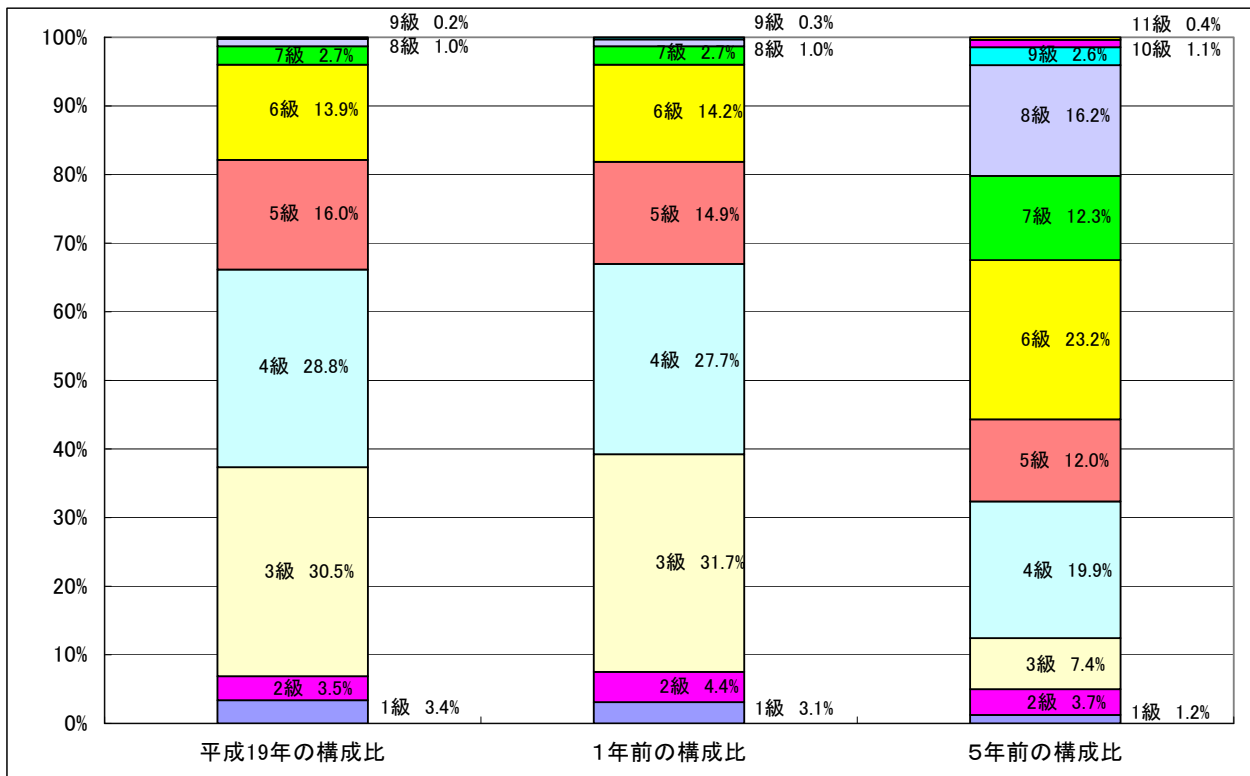
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
9 級	部 長	1 6 人	0 . 2 %
8 級	局 長	6 8 人	1 . 0 %
7 級	室 長	1 7 5 人	2 . 7 %
6 級	室 長 調 整 監	9 0 3 人	1 3 . 9 %
5 級	主任主査	1 , 0 4 1 人	1 6 . 0 %
4 級	主 査	1 , 8 7 5 人	2 8 . 8 %
3 級	主 任 主任主事	1 , 9 8 2 人	3 0 . 5 %
2 級	主 事	2 2 6 人	3 . 5 %
1 級	主 事	2 2 1 人	3 . 4 %

(注) 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月に11級制から9級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級を新給料表では1級及び3級にそれぞれ統合）

② 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年3月31日を基準日に勤務評定を実施している。 (詳細は「6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」を参照)</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況 管理職については、勤務評定の結果に基づき5段階(「極めて良好」、「特に良好」「良好」「やや良好でない」「良好でない」)の区分で昇給を決定している。 平成19年4月1日付けの昇給においては、知事部局の行政職給料表が適用されている管理職331名のうち、昇給区分「極めて良好(8号昇給)」に決定された者は15名(4.5%)、「特に良好(6号昇給)」に決定された者は33名(10.0%)、その他は「良好(3号昇給)」に決定している。 なお、管理職以外の職員については、「良好(4号昇給)」以下で決定している。</p>

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

職員には、年間に給料などの4.45月分に相当する期末・勤勉手当(民間事業所で支払われる賞与などの特別給に相当するもの)が支給されています。

広島県		国	
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,927千円		—	
(平成18年度支給割合)	(平成18年度支給割合)	(平成18年度支給割合)	(平成18年度支給割合)
期末手当 3.00月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	期末手当 3.00月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
・管理職加算 15~25%	・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>1 勤務実績の評定の実施状況 管理職について、勤務評定の基準に準じて勤勉手当の判定期間(6ヶ月)を対象期間とする勤務実績調査を実施している。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職については、勤務実績調査の結果に基づき4段階(「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」)の区分で成績率を決定している。 平成19年6月の勤勉手当においては、知事部局の行政職給料表が適用されている管理職331名のうち、「特に優秀」に決定した者は21名(6.3%)、「優秀」に決定した者は89名(26.9%)で、その他は「良好」に決定している。 なお、管理職以外の職員については、勤務実績調査は実施していないため、成績率については一律で決定している。</p>

② 退職手当（平成19年4月1日現在）

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額の退職手当が支給されます。

広島県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%~20%加算			定年前早期退職特別措置 2%~20%加算		
(退職時特別昇給 公務のため死亡または著しい身体障害 8号)					
1人当たり平均支給額					
(自己都合)		(勸奨・定年)			
4,818千円		27,264千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成19年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（18年度決算）		2,228,886千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（18年度決算）		137,374円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
広島市	13,438人	3%	5%
廿日市市	1,223人	0%	2%
海田町	417人	3%	2%
坂町	101人	0%	2%
府中町	297人	3%	2%
東京都（特別区）	39人	12%	14%
大阪府（大阪市）	4人	10%	12%
（医師）	161人	10%	12%
上記以外の市町		0%	0%
平均支給率		3.10%	4.71%

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成18年度における地域手当の額である。

④ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には，その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（平成18年度決算）		1,475,507千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		132,309円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		33.8%	
手当の種類（手当数）		41種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税の賦課徴収業務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	290円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	地域事務所厚生環境局等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	10,700円/月
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置場看守，捜査活動等	最高 14,450円/月 等
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院等に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき，診察，相談，指導等を行ったとき	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	給料月額の6%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の保安検査等に従事する職員	爆発物取扱い作業に従事したとき	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認，運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における足場の不安定な高所で建設，改修工事の監督，検査に従事したとき	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督，検査に従事したとき	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において，トンネル坑内で工事の監督，検査に従事したとき	最高 560円/日
夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	深夜において，看護業務や救急患者対処のため手術等の業務に従事したとき	最高 4,440円/回
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	建設用又は農耕用特殊車両の運転業務に従事したとき	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	給料月額の6%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間課程又は通信課程における業務に従事したとき	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院等に勤務する職員	微生物学的検査, 血清学的検査等に従事したとき	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木部等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	650円/日
精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院に勤務する医師等	精神病患者の診療等に従事したとき	230円/日
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	最高 3,200円/日 (特例6,400円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等に従事する職員	航空機の操縦, 整備等の業務に従事したとき	最高 5,100円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境部等に勤務する職員	大気汚染防止法等による事故現場における測定業務等に従事したとき	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	地域事務所建設局等に勤務する職員	交通をしゃ断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内における工事の監督等に従事する職員	圧搾空気内で行う工事の監督, 検査に従事したとき	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園の副園長, 総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	4,300円/月
特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当	特別支援学校に勤務する事務職員等	特別支援学校における業務に従事したとき	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	三次看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成業務に従事したとき	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に2時間以上作業に従事したとき	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に2時間以上従事したとき	160円/日
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整, 指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し, その職務が困難であるものに従事したとき	200円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	給料月額3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	最高 1,680円/日
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	550円/日
夜間学級担当手当	夜間学級がある中学校のうち本務として当該中学校の職にある校長等、夜間学級の授業を担当する教諭等	市町立の中学校で、夜間学級の業務に従事したとき	給料月額4%又は6%
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員等	多学年学級を担当する職員が当該学級における業務に従事したとき	最高350円/日

(注) 特殊勤務手当については、平成11年に大幅な見直しを行い、平成12年4月1日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など7手当を廃止、麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など2手当を新設し、税務職員の特殊勤務手当など16手当の手当額を改定した。また、平成14年4月1日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当、平成19年4月1日付けでダム管理事務所職員の特殊勤務手当など2手当を廃止するなど改定した。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には、時間外勤務手当が支給されています。

支給実績（平成18年度決算）	6,715,037千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	203千円
支給実績（平成17年度決算）	6,977,156千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	209千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑥ その他の手当（平成19年4月1日現在）

支給要件に応じ、下記のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	4,022,732千円	236千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
住居手当	○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員。 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円) ×1/2 (最高限度額27,000円)	同じ	—	1,856,322 千円	111千円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の家賃を負担している者。 ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300円	異なる	国の制度 自宅居住者 新築又は購入した職員について、新築又は購入後5年に限り 2,500円		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 58,000円+58,000円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円~55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円~13,000円	異なる	国の制度 交通機関55,000円 特別急行列車又は 高速自動車国道など を利用した場合 特別料金×1/2加算 (最高20,000円) 交通用具 通勤距離に応じ 2,000円~24,500円	4,161,767 千円	146千円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基本額 23,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000円~45,000円の加算 (最高68,000円)	同じ	—	199,944 千円	320千円
初任給調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額:268,500円 ・医学又は歯学に関する専門知識を必要とする職 最高支給月額:50,000円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額:10,000円 ※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	異なる	国の制度 獣医学に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない	317,680 千円	1,672千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に支給。 ・職区分に応じ、 給料月額×8%～25% (例) 本庁の部長 25% 本庁の局長 20% 本庁の室長 12%～16%	異なる	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 本省の課長 130,300円 本省の室長 94,000円 府県単位機関の部長 72,700円	1,739,401 千円	659千円
特地勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3級地 6% 2級地 4% 1級地 2% 特地勤務手当に準ずる手当 2%	異なる	国の制度 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4%	51,779 千円	348千円
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等（へき地学校等）に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて支給。 5級地 12% 4級地 10% 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% へき地手当に準ずる手当 2%	—	—	306,558 千円	426千円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等に支給。 ・給料月額の6% (管理職手当受給職員は4%)	—	—	157,232 千円	528千円
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に対して支給。 ・給料月額の6% (定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては4%)	—	—	174,147 千円	538千円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に対して支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額5,000円～20,200円	—	—	3,398,195 千円	185千円
農林漁業普及指導手当	○普及業務に従事する普及指導員等に支給。 ・給料月額の6% ※19年4月1日付けで廃止	—	—	30,236 千円	204千円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,200円 ・入院患者の急変に対処する医師又は歯科医師：20,000円 ・その他特殊な業務：7,200円 ・恒常的な宿日直：月額21,000円	同じ	—	775,447 千円	295千円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 4,000円～27,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 6,000円～27,000円	30,149 千円	511千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×25%×時間数	同じ	—	573,704 千円	183千円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×135%×時間数	同じ	—	1,318,561 千円	548千円
寒冷地手当	○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に対して支給。 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他職員 7,360円	異なる	国の制度 指定地域に係る居住要件なし	3,379 千円	63千円

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

知事、副知事、県議会議員には給料、報酬、期末手当、退職手当が次のとおり支給されています。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,180,650円 (1,389,000円)
	副 知 事	954,625円 (1,091,000円)
報 酬	議 長	946,050円 (1,113,000円)
	副 議 長	843,500円 (964,000円)
	議 員	788,375円 (901,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成18年度支給割合) 3.35月分
	副 知 事	(平成18年度支給割合) 3.35月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額 1,389千円×在職月数×0.65 43,336,800円 任期毎
	副 知 事	給料月額 1,091千円×在職月数×0.47 24,612,960円 任期毎
地 域 手 当	知 事	一般職の職員の例 (上記(4) - ③) により支給

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 広島県工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成18年度の決算における職員給与費の額は、約4億5,300万円で、総費用に占める割合は18.0パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	2,514,590	23,891	453,163	18.0	18.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	慰・讜当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	49	195,352	54,365	86,534	336,251	6,862

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対象者	内 容	期 間
次長，室長級	給料及び管理職手当の減額 (役職に応じ5%~7%を減じた額)	平成16年4月1日 ~平成20年3月31日
	期末手当及び勤勉手当の減額 〔算出基礎となる給料月額等を上記 による減額後の額とする〕	平成19年4月1日 ~平成20年3月31日

イ 職員の平均年齢，基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	41歳4月	356,139円	424,689円 (571,856円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料，扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当，通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成18年度）	
1,766千円	
（平成18年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
3.00月分	1.45月分
(1.60)月分	(0.75)月分
（加算措置の状況）	
職制上の階段、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成19年4月1日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置：2%～20%加算		
退職時特別昇給：		
公務のための死亡又は著しい身体障害 8号		
1人当たり平均支給額	20,909千円	
	（自己都合）	544千円
	（勸奨・定年）	29,638千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16～18年度に退職した公営企業部職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		5,031千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		122,707円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市	3%	35人	3%
三原市	0%	14人	0%

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成18年度における地域手当の額である。

(エ) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給総額（平成18年度決算）		67千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		6,049円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		22.4%	
手当の種類（手当数）		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したもの	最高320円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	220円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	560円/日
塩素取扱作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における11万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230円/日
取水口除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水ロスクリーンの除塵作業に従事したもの	230円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290円/日
道路上作業手当	工業用水道事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	300円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用する検査業務に従事したもの	290円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650円/日
災害応急作業等従事手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他公営企業部長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480円/日 (日没～日出 50/100加算) 応急作業 730円/日 (日没～日出 50/100加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 18 年度決算)	25,918 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 18 年度決算)	563 千円
支給実績 (平成 17 年度決算)	20,181 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 17 年度決算)	429 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 18 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 18 年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち 1 人 6,500 円 ・満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算 	同じ	—	9,027 千円	251 千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員。 (1) 家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額 - 12,000 円 (2) 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃の月額 - 23,000 円) × 1/2 (最高限度額 27,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の家賃を負担している者。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) ○自宅居住者 3,300 円 	同じ	—	2,231 千円	86 千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 58,000 円 + 58,000 円を超える額 × 1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 13,000 円 	同じ	—	10,237 千円	233 千円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基本額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円 ~ 45,000 円の加算 (最高 68,000 円) 	同じ	—	0 千円	0 千円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に支給。 ・職区分に応じ、 給料月額×12%～20% (例) 本庁の次長 20% 本庁の室長 12%～16% 地方機関の所長 12%～16%	同じ	—	1,714千円	857千円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000円～15,000円/回	同じ	—	142千円	71千円

② 土地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成18年度の決算における職員給与費の額は、約1億9,900万円で、総費用に占める割合は1.0パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	20,452,819	△5,356,896	199,949	1.0	1.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	職・勤当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	20	85,939	24,159	38,784	148,882	7,444

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対象者	内 容	期 間
次長、室長級	給料及び管理職手当の減額 (役職に応じ5%～7%を減じた額)	平成16年4月1日 ～平成20年3月31日
	期末手当及び勤勉手当の減額 〔算出基礎となる給料月額等を上記〕 〔による減額後の額とする〕	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県	44歳1月	380,958円	458,743円 (620,341円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
 2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成18年度）	
1,939千円	
（平成18年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
3.00月分	1.45月分
(1.60)月分	(0.75)月分
（加算措置の状況）	
職制上の階段、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成19年4月1日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置：2%～20%加算		
退職時特別昇給：		
公務のための死亡又は著しい身体障害 8号		
1人当たり平均支給額	20,909千円	
	（自己都合）	544千円
	（勸奨・定年）	29,638千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16～18年度に退職した公営企業部職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		2,760千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		138,024円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
広島市	3%	18人	3%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成18年度における地域手当の額である。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 18 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 18 年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 18 年度)		0%	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得, 権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で現地で行うものに従事したもの	650 円/日
災害応急作業等従事手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他公営企業部長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 18 年度決算)	11,095 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 18 年度決算)	693 千円
支給実績 (平成 17 年度決算)	14,532 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 17 年度決算)	727 千円

(注) 時間外勤務手当には, 休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 18 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 18 年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち 1 人 6,500 円 ・満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算	同じ	—	2,730 千円	248 千円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 18 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 18 年度決算)
住居手当	<p>○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員。</p> <p>(1) 家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円</p> <p>(2) 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃の月額－23,000 円)×1/2 (最高限度額 27,000 円)</p> <hr/> <p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の家賃を負担している者。</p> <p>・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)</p> <hr/> <p>○自宅居住者 3,300 円</p>	同じ	—	1,573 千円	143 千円
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <p>・交通機関 58,000 円+58,000 円を 超える額×1/2</p> <p>・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円</p>	同じ	—	2,417 千円	134 千円
単身赴任手当	<p>○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。</p> <p>・基本額 23,000 円</p> <p>・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)</p>	同じ	—	0 千円	0 千円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に支給。</p> <p>・職区分に応じ、 給料月額×12%～20%</p> <p>(例) 本庁の次長 20% 本庁の室長 12%～16% 地方機関の所長 12%～16%</p>	同じ	—	3,349 千円	837 千円
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給。</p> <p>・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～15,000 円/回</p>	同じ	—	234 千円	59 千円

③ 広島県水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成18年度の決算における職員給与費の額は、約7億8,900万円で、総費用に占める割合は8.3パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	9,492,422	2,069,039	789,210	8.3	8.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	職・働 奨	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	92	357,557	94,280	154,438	606,275	6,590

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対象者	内 容	期 間
次長，室長級	給料及び管理職手当の減額 (役職に応じ5%~7%を減じた額)	平成16年4月1日 ~平成20年3月31日
	期末手当及び勤勉手当の減額 〔算出基礎となる給料月額等を上記 による減額後の額とする〕	平成19年4月1日 ~平成20年3月31日

イ 職員の平均年齢，基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県	42歳7月	344,018円	409,272円 (549,161円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（平成18年度）	
1,679千円	
（平成18年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
3.00月分	1.45月分
（1.60）月分	（0.75）月分
（加算措置の状況）	
職制上の階段、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成19年4月1日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置：2%～20%加算		
退職時特別昇給：		
公務のための死亡又は著しい身体障害 8号		
1人当たり平均支給額	20,909千円	
	（自己都合）	544千円
	（勸奨・定年）	29,638千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16～18年度に退職した公営企業部職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		9,200千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		124,326円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市	3%	65人	3%
三原市, 大竹市	0%	25人	0%

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成18年度における地域手当の額である。

(エ) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給総額（平成18年度決算）		80千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		4,699円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		18.5%	
手当の種類（手当数）		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所作業に従事したもの	最高 320円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	220円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	560円/日
塩素取扱作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における11万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230円/日
取水口除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したもの	230円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290円/日
道路上作業手当	工業用水道事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	300円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	290円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650円/日
災害応急作業等従事手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他公営企業部長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	46,915千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	572千円
支給実績(平成17年度決算)	32,111千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	387千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 18 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 18 年度決算)
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち 1 人 6,500 円 ・満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算 	同じ	—	13,039 千円	251 千円
住居手当	<p>○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員。</p> <p>(1) 家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額 - 12,000 円</p> <p>(2) 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃の月額 - 23,000 円) × 1/2 (最高限度額 27,000 円)</p> <p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の家賃を負担している者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) <p>○自宅居住者 3,300 円</p>	同じ	—	3,794 千円	76 千円
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関 58,000 円 + 58,000 円を超える額 × 1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 13,000 円 	同じ	—	16,958 千円	204 千円
単身赴任手当	<p>○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円 ~ 45,000 円の加算 (最高 68,000 円) 	同じ	—	0 千円	0 千円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職区分に応じ、 給料月額 × 12% ~ 20% <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁の次長 20% 本庁の室長 12% ~ 16% 地方機関の所長 12% ~ 16% 	同じ	—	4,084 千円	681 千円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務したときに支給。</p> <p>・職員区分、勤務時間に応じ 6,000円～15,000円/回</p>	同じ	—	210千円	53千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8:30	17:30	12:00～13:00

(注) 交替制勤務職場等を除く。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成18年度)

職員一人当たりの月平均 時間外・休日勤務時間数
16.25

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成18年)

職員一人当たりの 平均取得日数	取得率
10.86	54.3%

(注) 取得率 = 平均取得日数 ÷ 20日

(4) 特別休暇の内容(平成19年4月1日現在)

区 分	期間等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	一週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める時間
証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める時間
負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等を含む。)	医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間
職員の出産	出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合は十四週間)前の日から出産の日後八週間(出産の日以前の期間が六週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を八週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において必要と認める期間
妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害(つわり又は悪阻)により勤務することが困難と認められる場合	十四日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間
妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関内又は原動機付の交通用具(人事委員会が定めるものに限る。)による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日を通じて一時間を超えない範囲内で必要と認める時間

配偶者の出産	配偶者の出産予定日の前日から出産の日以後二週間を経過する日までの期間内において三日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合は十四週間)前の日から出産の日後八週間を経過する日までの期間内において、五日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の生後満一年三月に達しない子の養育(男子職員にあっては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除く。)	一日二回、それぞれ四十五分
配偶者、父母、配偶者の父母又は子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下この項において同じ。)を行う職員が、当該職員以外に看護者がいないため(中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合にあっては、当該子の看護のため)勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において五日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は、当該子の数から一を減じた数と同じ日数をその者の看護のために加えた期間)
女子職員の生理	二日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
職員の結婚	七日を超えない範囲内においてあらかじめ必要と認める期間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による健康診断	その都度必要と認める日又は時間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条第一項又は第二十七条第二項の認定を受けた職員が、その健康の保持を図るため必要な保養をする場合	年間六日を超えない範囲内において必要と認める日
母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条又は第十三条の規定による妊娠中又は出産後一年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査	妊娠二十三週(第六月末)までは四週間に一回、妊娠二十四週(第七月)から妊娠三十五週(第九月末)までは二週間に一回、妊娠三十六週(第十月)から出産までは一週間に一回、出産後一年まではその間に一回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の種類毎に定める期間内において必要と認める期間(配偶者の場合10日など)
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の七月から九月の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において五日の範囲内の期間
その他法令によって特に勤務しないことが認められている場合及び人事委員会が特に必要と認めた場合	その都度必要と認める期間

(5) 育児休業等の取得状況(平成18年度)

育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
362	19

(注) 取得者数は年度内に新規取得した数を示している。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成18年度)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等		1	116		117
教育委員会			288		288
警察本部		1	45		46
合 計	0	2	449	0	451

(2) 懲戒処分者数(平成18年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等		2	2	1	5
教育委員会	31	9	4	7	51
警察本部	1		3		4
合 計	32	11	9	8	60

5 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況(平成18年度)

区 分	許可件数
知事部局等	35
教育委員会	5,145
警察本部	1
合 計	5,181

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

○ 自治総合研修センターにおける研修の状況(平成18年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	8	529	1,435
特別研修(選択研修)	36	1,898	2,121

○ 教育センターにおける研修の状況(平成18年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	22	1,777	1,955
特別研修(選択研修)	128	9,087	9,386

○ 警察教養の状況(平成18年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
採用時教養	11	636	744
昇任時教養	24	420	405
専門教養	197	933	958

(2) 勤務評定の状況

○ 知事部局

目 的	<p>職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事振りを通して、的確に把握することにより、</p> <p>ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と昇進管理</p> <p>イ 能力・実績に応じた処遇により職員個人に仕事へのインセンティブの付与</p> <p>ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発に資することを目的として実施する。</p>
勤務評定の内容	<p>① 被評定者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。</p> <p>ア 本庁の部長及びこれに準じる者</p> <p>イ 臨時的任用の職員</p> <p>ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>エ その他知事が勤務評定の実施を不適又は不必要と認める職員</p> <p>② 評定者 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。</p> <p>③ 評定期間 毎年3月31日を基準日とし、前回の定期勤務評定の評定基準日から当該定期勤務評定の評定基準日の前日までとする。</p> <p>④ 勤務実績評定の構成 勤務実績評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績を評定するもので、評定要素に基づいて評定する分析評定と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。</p> <p>なお、詳細は広島県職員勤務評定実施規程による。</p>

○ 教育委員会(事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員)

目的	職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事振りを通して、的確に把握することにより、 ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と昇進管理 イ 能力・実績に応じた処遇により職員個人に仕事へのインセンティブの付与 ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発に資することを目的として実施する。
勤務評定の内容	<p>① 被評定者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。 ア 本庁の教育次長、部長及びこれに準じる者 イ 臨時的任用の職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他教育委員会教育長が勤務評定の実施を不適又は不必要と認める職員</p> <p>② 評定者 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。</p> <p>③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期勤務評定の評定基準日から当該定期勤務評定の評定基準日の前日までとする。</p> <p>④ 勤務実績評定の構成 勤務実績評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績を評定するもので、評定要素に基づいて評定する分析評定と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。 なお、詳細は広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令による。</p>

○ 教育委員会(県立学校職員及び県費負担教職員)

目的	勤務評定は、教職員一人一人の能力・実績・意欲等を的確に把握し評価することにより、適材適所の人事配置、組織の活性化及び人材育成などに資するために実施する。
勤務評定の内容	<p>① 被評定者 県立学校職員及び県費負担教職員</p> <p>② 評定者 職員を管理監督している者(教育長、校長、教頭、総括事務長、事務長)</p> <p>③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期評定の期日から当該定期評定の期日の前日までとする。</p> <p>④ 評定内容 各評価項目の評価要素ごとに、評価基準に基づいて行う絶対評価(一次評定及び二次評定)と、一次評定及び二次評定を基に算定した総合評定(絶対評価及び相対評価)により評定を行う。事務職員については、評定要素に基づいて評定する分析評定と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。 なお、詳細は広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令及び広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則による。</p>

○ 警察本部

目的	職員の勤務成績を公正に評定することにより、その能力、性格及び適性に応じて勤務能率の増進及び適職への配置を図る。
勤務評定の内容	<p>① 被評定者 次に掲げる者以外の職員を対象とする。 ア 警視以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の職員 イ 臨時的任用の職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他警察本部長が勤務評定の実施を不必要と認める職員</p> <p>② 評定者等 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。</p> <p>③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期評定の評定基準日の翌日から当該定期評定の評定基準日までとする。</p> <p>④ 勤務評定の構成 勤務評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した勤務実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性を評定する。 なお、詳細は広島県警察職員の勤務評定実施に関する訓令による。</p>

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成18年度）

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部
総括安全衛生管理者	選任事業場数	1箇所	1箇所	1箇所
衛生管理者	選任事業場数	37箇所	62箇所	23箇所
安全衛生推進者等	選任事業場数	34箇所	64箇所	6箇所
産業医	選任事業場数	37箇所	129箇所	23箇所
衛生委員会	設置事業場数	37箇所	115箇所	23箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況（平成18年度）

ア 知事部局等

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断, 有害業務従事職員特別定期健康診断, VDT 作業従事者健康診断等
生活習慣病予防対策事業	通院ドック, 胃・肺がん等の単科検診
肝炎予防対策事業	B型肝炎感染予防, C型肝炎抗体検査
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルス研修会の開催, メンタルヘルス相談, 心の定期健康診断
職員互助会補助事業	職員互助会が実施する職員の健康管理事業に対する補助
独身寮運営事業	独身寮の管理運営
ライフプラン推進事業	ライフプランセミナーの開催

イ 教育委員会

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断, VDT 作業従事者健康診断等, 腰部・頸肩腕部等特別健康診断
生活習慣病予防対策事業	1日ドック, 乳がん・子宮がん検診, 胃検診
肝炎予防対策事業	B型肝炎感染予防, C型肝炎抗体検査
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルスケア等講習会の開催, メンタルヘルス相談
職員互助組合補助事業	教育職員互助組合が実施する教育職員の健康管理事業に対する補助

ウ 警察本部

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断, 有害業務従事職員特別健康診断
生活習慣病予防対策事業	通院ドック (B型肝炎・C型肝炎検診を含む)

肝炎予防対策事業	捜査員等の B 型肝炎予防ワクチン接種
警察職員互助会補助事業	警察職員互助会が実施する職員の健康管理事業に対する補助
独身寮運営事業	独身寮の管理運営
ライフプラン推進事業	ライフプランセミナーの開催

(3) 公務災害等の認定状況 (平成 18 年度)

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
公務災害	61 件	152 件	112 件	325 件
通勤災害	9 件	14 件	7 件	30 件
計	70 件	166 件	119 件	355 件

【広島県人事委員会の業務の状況】

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験・採用選考実施状況（平成18年度）

区 分		受 験 者 数 (A)	合 格 者 数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
競 争 試 験	大学卒業程度試験	545 人	57 人	9.6 倍
	高校卒業程度試験	151	17	8.9
	警察官(男性)試験	1,898	328	5.8
	警察官(女性)試験	296	31	9.5
	警察官(語学)試験	12	3	4.0
	警察少年育成官	29	1	29.0
	小 計	2,931	437	6.7
選 考 試 験	身体に障害のある人 を対象とした試験	12	3	4.0
	そ の 他	19	9	2.1
	小 計	31	12	2.6
その他採用選考		86	86	
合 計		3,048	535	

(注) 任命権者に委任している職種を除く。

(2) 職員昇任選考実施状況（平成18年度）

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
部 長 相 当 職	3			1	4
局 長 (次 長) 相 当 職	18	4		2	24
室 長 (課 長) 相 当 職	59	5	2	6	72
室 長 相 当 職	80	12	4	5	101
調 整 監 (課 長 代 理) 相 当 職	140	11	7	8	166
主 任 主 査 (課 長 補 佐) 相 当 職	164	75	9	11	259
主 査 (係 長) 相 当 職	215	54	12	3	284
主 任 相 当 職	182	55	19	9	265
合 計	861	216	53	45	1,175

(注) 職別欄の()は、教育委員会及び警察本部等における職名。
警察本部については警察官を除く。

2 職員の給与,勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成18年度）

(1) 給与報告

ア 県職員の平均給与月額等

平成17年度		平成18年度	
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
414,807円	43.1歳	412,195円	43.4歳

(注) 1 平均給与月額は、各年4月分の給料月額、給料の調整額・教職調整額、扶養手当、地域手当等の月額合計額である。

2 平成17年度及び平成18年度の平均給与月額は、職員の給与の特例に関する条例等（以下「特例条例」という。）による減額後の実支給額の平均である。

3 平均年齢は、各年4月1日現在の年齢である。

イ 公民較差

(平成18年4月分)

職員給与(行政職)	民間給与	較差
390,417円	390,356円	△61円 (△0.02%)

(注) 特例条例による減額措置後の職員給与は378,316円であり、この場合の公民較差は12,040円(3.18%)となる。

(2) 給与勧告

ア 平成18年4月の公民較差に基づく給与改定

なし

イ 給与構造の改革に係る改定

項目	勧告	実施時期
地域手当	次表に掲げる級地の区分に応じた支給割合（当面は当該支給割合を超えない範囲内）で支給	
	級地	支給割合
	1級地	100分の18
	2級地	100分の15
	3級地	100分の7
4級地	100分の3	
扶養手当	国に準じて、配偶者以外の3人目以降に係る支給月額を5,000円から6,000円に引上げ	19.4.1

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

ア 能力・実績に基づく人事管理

○ 能力・実績に基づく任用管理

- ・ 職務・職責に応じた給与構造への改革の趣旨を的確に反映させるため、給与制度だけでなく昇任等任用管理も含めて、能力・実績を重視した効果的な運用が必要

○ 評価システムの在り方

- ・ 評価システムの制度や評価に対する職員の信頼を得るため、評定者訓練や自己評価・面談、苦情解決制度の整備等に留意しながら、具体的な取組を進めていくことが必要

○ 分限制度の適切な運用

- ・ 分限処分の行使に慎重すぎるがゆえに、全体の士気の低下を招くような極端な事例が懸念されるため、分限制度の適切な運用のための手続整備について検討することが必要

イ 公務運営の改善に関する課題

○ 職業生活と家庭生活の両立等

- ・ 育児や介護を行う職員に対し、既存の制度の活用、職場での意識改善、勤務時間の弾力化の検討などの多面的な支援策を、広い視点で計画的に進めていくことが大切

○ 総実勤務時間の短縮と職員の健康管理

- ・ 過重労働の防止、時間外労働の縮減・年次有給休暇の取得促進による総実勤務時間の短縮は重要な課題であり、管理監督者は、これまで以上に職員の勤務時間の適正な把握、時間外勤務の縮減に努めることが必要
- ・ 精神疾患による病気休職者が多数を占める状況の中で、長期的なスパンで、粘り強く精神疾患対策や意思疎通の円滑な職場環境づくりを行っていくことが重要

○ 長距離通勤の解消

- ・ 合理的な人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離通勤を極力解消していくことが必要

○ その他

- ・ 不祥事の発生防止のため、職員への服務規律や職務倫理の徹底を図る一方、職員も、高い倫理観のかん養に努め、公私を通じて遵法精神の保持に意識を払うことが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況（平成18年度）

事案名	当局	要求者	措置要求年月日	措置要求の趣旨	審査状況等
平成11年(措)第6～第2458号事案	県教委	小中学校 教員	平成11年12月22日	超過勤務に対する 措置	係属中(2,453件)
平成12年(措)第5～第436号事案	県教委	県立学校 教員	平成12年3月24日	超過勤務に対する 措置	係属中(431件)
平成12年(措)第441～第497号事案	県教委	県立学校 教員	平成12年10月11日 10月25日	前任校への異動等	係属中(7件)

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況（平成18年度）

事案名	処分者	処分内容	請求人	不服申立年月日	請求内容	審査状況等
平成12年(不)第2～第1304号事案	県教委	戒告	県立学校教員等	平成12年2月4日, 2月21日	処分の取消	係属中(1,227件) 平成18年度中に2件取下げ
平成13年(不)第1～第24号事案	県教委 県知事	転任	県立学校教員等	平成13年5月30日	処分の取消	係属中(10件)
平成13年(不)第25～第65号事案	県教委	戒告	小中学校教員	平成13年7月2日	処分の取消	係属中(41件)
平成13年(不)第66～第101号事案	県教委	戒告	県立学校教員	平成13年7月2日	処分の取消	係属中(35件)
平成14年(不)第5,第6号事案	県教委	戒告	小中学校教員	平成14年5月24日	処分の取消	係属中(2件)
平成14年(不)第7～第19号事案	県教委	戒告	県立学校教員	平成14年5月27日	処分の取消	係属中(13件)
平成14年(不)第20～第43号事案	県教委	転任	県立学校教員	平成14年5月27日	処分の取消	係属中(16件)
平成14年(不)第67～第70号事案	県教委	戒告	小中学校教員	平成14年6月21日	処分の取消	係属中(4件)
平成14年(不)第72～第78号事案	県教委	戒告	県立学校教員	平成14年7月4日	処分の取消	係属中(7件)
平成15年(不)第2～第13号事案	県教委	転任	県立学校教員	平成15年5月22日	処分の取消	係属中(7件)
平成15年(不)第15～第22号事案	県教委	戒告	県立学校教員	平成15年5月27日	処分の取消	係属中(8件)
平成15年(不)第24～第44号 平成16年(不)第20～第35号 平成17年(不)第11～第13号事案	県教委	転任	小中学校教員等	平成15年5月27日 平成16年5月26日 平成17年5月25日	処分の取消	係属中(16件) 平成18年度中に9件取下げ

事 案 名	処分者	処分内容	請求人	不服申立年月日	請求内容	審査状況等
平成15年(不) 第46～第48号 事案	県教委	戒 告	県立学 校教員	平成15年6月30日	処分の取消	係属中 (3件)
平成15年(不) 第49・第50号 事案(未併合)	県教委	戒 告	小中学 校教員	平成15年7月3日	処分の取消	係属中 (2件)
平成16年(不) 第4～第13号 事案	県教委	転 任	県立学 校教員	平成16年5月20日	処分の取消	係属中 (6件)
平成16年(不) 第14～第18号 事案	県教委	戒 告	県立学 校教員	平成16年5月25日	処分の取消	係属中 (5件)
平成16年(不) 第38～第40号 事案	県教委	戒 告	県立学 校教員	平成16年7月12日	処分の取消	係属中 (3件)
平成16年(不) 第41号事案	県知事	停 職	県職員	平成16年7月27日	処分の取消	平成18年6月19日 棄却
平成17年(不) 第2～第4号 事案(未併合)	県教委	戒 告	小中学 校教員	平成17年4月15日	処分の取消	係属中 (3件)
平成17年(不) 第7～第9号 事案	県教委	戒 告	県立学 校教員	平成17年5月20日	処分の取消	係属中 (3件)
平成17年(不) 第10号事案	県教委	転 任	県立学 校教員	平成17年5月20日	処分の取消	係属中 (1件)
平成17年(不) 第14～第17号 事案(未併合)	県教委	戒 告	小中学 校教員	平成17年5月16日 6月4日 7月7日 7月9日	処分の取消	係属中 (4件)
平成17年(不) 第18～第20号 事案	県教委	戒 告	県立学 校教員	平成17年7月8日	処分の取消	係属中 (3件)
平成18年(不) 第1～第3号, 第22～第25号 事案(未併合)	県教委	戒 告	小中学 校教員	平成18年4月13日 4月17日 5月12日 5月20日	処分の取消	係属中 (7件)
平成18年(不) 第4～第9号 事案	県教委	戒 告	県立学 校教員	平成18年5月19日	処分の取消	係属中 (6件)
平成18年(不) 第10・第11号 事案	県教委	転 任	小中学 校教員	平成18年5月16日	処分の取消	係属中 (2件)

事 案 名	処分者	処分内容	請求人	不服申立年月日	請求内容	審査状況等
平成18年(不) 第12～第21号 事案	県教委	転 任	県立学 校教員	平成18年5月19日	処分の取消	係属中 (5件) 平成18年8月23日 5件却下
平成18年(不) 第26・第27号 事案	県教委	戒 告	県立学 校教員	平成18年5月20日	処分の取消	係属中 (2件)
平成19年(不) 第1号事案	県教委	懲戒免職	小中学 校教員	平成18年12月28日	処分の取消	係属中 (1件)
平成19年(不) 第2号事案	県教委	懲戒免職	小中学 校教員	平成19年3月9日	処分の取消	係属中 (1件)